

子育て世帯の方へ

令和7年4月から

江北町子どもの医療費が変わります！

対象年齢の拡充 & 医療費の無償化



▶対象年齢の拡充（15歳年度末まで→18歳年度末まで）

0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもが対象となります。

▶医療費の無償化

入院・通院の医療費（保険診療による自己負担額）の窓口での支払は不要になります。
※県外での受診等の場合は、窓口で一旦負担後、医療費助成の申請を行っていただく必要があります。

対象の子ども

健康保険に加入している子ども
※18歳到達年度の3月31日まで

対象となる医療

保険診療による入院・通院の自己負担分
※医科、歯科、薬局、柔整、訪問看護、鍼灸など

H19.4.2～H21.4.1 生まれの子ども

→手続きが必要です

郵送した申請書に必要事項を記入し、窓口または返信用封筒で返送にてご提出ください。

H21.4.2以降生まれの子ども

→手続きは不要です

令和7年3月頃に新しい受給資格証（クリーム色）を発送します。

令和7年3月31日までは、現在の受給資格証（桃色）をご利用ください。

クリーム色の 受給資格証を交付します

江北町 子どもの医療費受給資格証	
番号	9 9 9 9 9 9 9 9
氏名	江北 太郎
生年月日	令和〇年〇月〇日
住所	佐賀県杵島郡江北町大字山口〇〇番
有効期間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
自己負担額	入院 無料 通院 無料 調剤 無料
交付年月日	令和〇年〇月〇日
発行機関名及び印	佐賀県 江北町長 印
公費負担者番号	8 1 4 1 0 8 6 2

有効期間が「18歳に達する日以後最初の3月31日まで」になっています。

- ※令和7年4月1日から使用できます。
- ※医療機関等の窓口で、健康保険証等と一緒に提示していただくことで、医療費の自己負担がなくなります。
- ※受給資格証が使えない場合もございますので、詳しくは裏面をご覧ください。

こんな時は届出・申請を！

- 氏名や住所、健康保険証が変わったときは必ず届け出てください。
- 高額な医療費が見込まれるときは、事前に参加している健康保険組合にて限度額適用認定証の手続きを行ってください。

償還払いの申請について

以下に該当する場合は、役場窓口にて医療費助成の申請を行ってください。

- 県外の医療機関を受診したとき
- 治療用装具（メガネ、装具等）を購入したとき
…医師の指示書（証明書）、領収書、健康保険からの支給決定通知書が必要です。
- 整骨院等を受診したとき
…申請書に証明をもらい、役場窓口へ提出してください。

県外の医療機関を受診したとき

県外の医療機関を受診したときは、原則、上記のとおり償還払いの申請が必要となりますが、例外として、就学前の子どもは県外6医療機関（久留米大学病院、聖マリア病院、福岡市立こども病院、佐世保市立総合病院、佐世保共済病院、九州大学病院）で、就学後の子どもは県外2医療機関（聖マリア病院、久留米大学病院）で受給資格証が利用できます。

その場合、一部負担金（※）を医療機関窓口で支払った後、役場窓口にて償還払いの申請を行ってください。（聖マリア病院、久留米大学病院は窓口負担も不要。）

- ※一部負担金
- | | | |
|------|----------|-------------------------|
| 【入院】 | 1 医療機関上限 | 1,000 円/月 |
| 【通院】 | 1 医療機関上限 | 500 円/月 2 回まで（3 回目以降無料） |
| 【調剤】 | 無料 | |

学校などでケガをしたとき

学校など（授業中や部活動、登下校中など）でケガをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が優先されますので、受給資格証は使用しないでください。

医療機関を受診される前に必ず学校の先生などへ確認してください。

- ① 学校管理下におけるケガで受診する
- ② 医療費の総額が 5,000 円（※）以上である
※窓口負担額は 3 割または 2 割

①及び②を満たす場合、
災害共済給付の対象となります。

